

「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」の 公開について（案）

1 会議について

「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」（以下、本研究会という）の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれる場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

（1）取扱い

本研究会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したもののその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

（2）公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

3 議事要旨について

（1）取扱い

本研究会の会議については、原則として議事要旨を作成し、座長の了解を得て公表する。

ただし、非公開の会議その他座長が必要と認めるものの議事要旨については、非公開とする。

（2）公表の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。